

## 千葉家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 令和6年3月13日（水）午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉地方裁判所新館大会議室

3 出席者

（委員） 足洗俊郎、大木和子、太田晃詳、河原俊也、小島千鶴、篠田三紀、  
綱島浩三、鶴ヶ野翔麻、中西健、秦智子、村上和仁、安田昌子

（五十音順、敬称略）

（オブザーバー）

菅家忠行家事部総括裁判官、大槻真人首席家庭裁判所調査官、鈴木浩家事首席書記官、戎史木少年首席書記官、杉山佳紀事務局長、唐鎌也寸志家事次席書記官、熊坂浩樹家事次席書記官兼少年次席書記官、佐藤葉子事務局次長、栗林昭総務課長、工藤兼治会計課長、岡野翔平主任書記官、宍道直子主任書記官、積和夫総務課課長補佐

4 テーマ

ウェブ会議による家事調停手続について

5 議事等

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員（小島千鶴委員）について、栗林総務課長から紹介された。

(2) 前回の委員会における意見についての経過報告

栗林総務課長から、前回の委員会における意見を受けての活動について報告が行われた。

(3) 意見交換等

ア テーマについて

オブザーバーから、ウェブ会議による家事調停手続についての説明及びウェブ会議を用いた模擬調停の実演がされた。

## イ 協議の要旨（■委員長、●委員、▲オブザーバー）

### ■委員長

ウェブ会議による家事調停手続を実施するかどうかはその事案の性質によって調停委員会の評議で決めることとなりますが、ウェブ会議による家事調停手続について、広く御感想やお気付きの点などをお話しいただくとともに、より効果的な利用方法等についても御意見を頂戴できましたらと思っております。

### ●委員

今回の模擬調停は、離婚やDVということでしたが、これ以外の事件においても、ウェブ会議による調停手続は行われているのでしょうか。

### ▲オブザーバー

現状において、特に事件を限定したりはしていないのですが、当庁においては、離婚事件や面会交流事件といった、電話会議と比較して実際に顔が見える態様で手続を進めた方が良いと考えられる事件から運用を開始した次第です。一方で、遺産分割事件や婚姻費用分担請求事件のような事件においては、電話会議で対応できるものは、電話会議で対応するという事も多かったのですが、今は、そうした運用ではなく、広く事件一般においてウェブ会議を利用しているという状況です。

### ●委員

通常のビジネスのシーンでも、ウェブ会議を利用したやり取りが一般的になってきておりますので、調停の場においても、ウェブ会議を利用したやり方が一般的になるというのは、時代の流れから言って自然といたしますか、理にかなったものであろうと思いました。

### ■委員長

家事調停事件の類型の中で特にこれに限るとはしていないのですが、電話会議による手続もございますので、運用開始当初は、機器の操作に慣れるまで、家事調停事件の中でもウェブ会議によることが向いている事件を選別して運用し、徐々に広げてきたという趣旨だと思います。

●委員

今回の模擬調停では双方がオンラインでしたけれども、例えば片方は出頭していて、もう片方はオンラインということはあるのでしょうか。

▲オブザーバー

一方当事者がウェブ会議を利用するというケースが多いのではないかなと感じています。裁判所の近くに住んでいて、実際に裁判所に行って調停手続きをしたいという方がたくさんいらっしゃる一方で、遠方ですとか、時間が取れないといった理由で、一方当事者がウェブ会議を利用することが多いような感じがします。ただ、そういった場合でも調停手続きの進め方は同じで、一方当事者に対してウェブ会議を利用して事情聴取をしている時は、裁判所に来ていただいている他方当事者は控室で待っていていただき、ウェブ会議による聴取が終わりましたら、一旦ウェブ会議を切ったうえで、控室で待っている他方当事者に調停室に来ていただいて話を聞くという流れになります。

●委員

システム上、その気になれば傍聴できてしまうと思います。その辺の機密性については、どのようにお考えでしょうか。

▲オブザーバー

なかなか難しい問題ではありますが、事前に、調停手続きが非公開手続きであるということをしかりと説明させていただき、そこを理解していただいた上でウェブ会議による調停手続きを実施させていただいておりまして、現時点におきまして、そういったトラブルは起きていないと承知しております。

●委員

悪意があれば第三者も入れてしまいますよね。録音もそうですけれども、性善説に基づかざるを得ないですね。

▲オブザーバー

その点は、電話会議も同様で、事前に、してはいけないことをしっかりと伝えた

上で、あとは、当事者の方を信頼するしかないというのが実情でございます。

●委員

分かりました。ありがとうございました。

■委員長

この点は、裁判所といたしましても一番気を付けているところで、今のところ、第三者が入っているというようなことは発生していないのですが、より効果的な方法ですとか、もっとこうしたらいいというような話がありましたら頂戴できればと思います。

●委員

ウェブ会議による調停手続によって、代理人弁護士が同日に遠方の裁判所で期日があるために調停期日に出席できないといったケースが減って、非常に良いのではないかと考えております。ところで、高齢の方や遠方に住んでいる方などから、ウェブ会議を利用したいけれども機器がそろわない、あるいは機器はあるけれどもうまく操作ができないので、ウェブ会議による調停手続を利用できないという声が上がった場合に、例えば、最寄りの裁判所において場所と機材を提供することはあるのでしょうか。

▲オブザーバー

現時点では、電話会議を利用した調停手続においては最寄りの裁判所に来ていただいてその裁判所の電話会議システムを使うといった運用をしているのですが、ウェブ会議を利用した調停手続においては、現時点ではそのような運用はしておりません。一方で、操作説明書やマニュアルは作成しておりまして、事前にお配りし、分からないところは聞いていただくということはやっているものの、なかなか御高齢の方には難しいところがあるかもしれません。

●委員

自分が裁判所に行かなくて済むと、後をつけられて住所を知られてしまうですとか、裁判所のすぐ近くで鉢合わせてしまいトラブルに発展するといったことを防げ

るので、ウェブ会議は非常に有用ではないかと思っております。それを社会に広くお伝えして、調停手続がいかにかうまく機能する制度であるのかを周知してみたら良いのかなと思っております。

#### ●委員

オンラインでの会議ですとか、ウェブ会議の利用というものはコロナ禍で急速に広まってきて、協議会等の各種会議や研究の打合せ等もオンライン上でやるのが一般的になり、特に課題は感じていないので、ウェブ会議を取り入れていくということは非常にメリットが大きいものだと感じています。特に、移動する時間を短縮できるということは何よりのメリットだと思いますし、業務効率の部分でも非常にメリットがあると思います。

ところで、ウェブ会議による調停手続は、スマートフォンでも可能なのでしょうか。

#### ▲オブザーバー

アプリケーションをインストールしていただければ、スマートフォンでも利用可能です。

#### ●委員

若い方ですと、スマートフォンがかなり高性能であることもあり、スマートフォンで全て処理してしまうことが非常に多いので、スマートフォンが活用できればより良いのだろうと思った次第です。あと、家事調停手続の場に、中学生とか高校生ぐらいのお子さんが、自分も一緒に入りたいと言っても、同席は基本的には認めないということでしょうか。

#### ▲オブザーバー

当事者以外は、原則として同席できないということになっています。

#### ●委員

ぜひ課題がなければ、ウェブ会議による調停手続を広めていただけたら大変ありがたいなと思っております。

## ●委員

感想が二つほどあります。一つは、従来、公的な空間で調停手続が完結していたところ、ウェブ会議を利用しますと、当事者本人の自宅で調停の場が出来上がることとなり、調停手続が私的な空間に広がるということになるかと思えます。そこは、プライバシーの問題もありますが、家事紛争の現場でもあり得るわけですので、そこまで裁判所の目が届く、調停委員の目が届くというのは紛争解決に向けた大きな材料になるでしょうし、それを生かさない手はないのではないかなと思えました。もう一つは、従来の対面での調停手続と比べてどっちがより効果的な紛争解決手段なのだろうかというのが気になりました。具体的には、ウェブ会議を利用しますと少しありがたみのようなものが減ったりしないかという点が気になるところでございまして、対面で厳粛に行った方がありがたみのようなものが出てきて、それに従おうかというようになるかもしれないと考えますと、ウェブ会議を利用するタイミングと申しますか、全体のやり取りの中でどこでウェブ会議を利用するのが効果的かということも検証していく必要があるのではないかなと思えました。

## ▲オブザーバー

対面による調停手続とウェブ会議による調停手続のそれぞれにメリット、デメリットはあると思っております、当事者の性格や特性、事件の内容によって使い分けていく必要があるのではないかなと思っております。対面がどのようなケースに適していて、ウェブ会議がどのようなケースに適しているのかといった点は、今後もっと考えていきたいと思っております。

## ●委員

模擬調停を拝見して、申立人が相当切羽詰まった状態だったりしますと、誰かに傍にいてほしいと思い、裁判所に隠して実は第三者を同席させることもあるのではないかなと感じました。先ほど、コロナ禍でウェブ会議が広まったというお話がありましたけれども、今、原点回帰と申しますか、逆の動きも既にビジネスシーンでは出てきております。ウェブ会議の良さとして1対1の対面の良さというところで言い

ますと、ウェブ会議は、大勢に向かって一人の人が説明するような会議には適している一方で、1対1での対話となりますと画面だけでは伝わらない部分があり、かなり気を遣わなければならないという特性があります。特に、個人的な面接や面談は対面で実施した方がお互いの意図するところが伝わりやすいという特性がありますので、ウェブ会議を控えて対面を増やすということも出てきています。組織内ではマネジメントしていく上で、ハラスメント案件について、対面で話を聞くのと、オンラインで話を聞くのとではかなり違う印象を双方が持つということもあるので、対面で良いものとウェブ会議で良いものが何かという点は、考えていった方が良いのかなという印象を持ちました。

#### ●委員

千葉家庭裁判所でウェブ会議が始まって1年以上になろうかと思えますけれども、それまでの電話会議ですと、代理人が話しているときに、その背後にいるであろう当事者の表情等は全く分からなかったのですが、ウェブ会議ですと、代理人が話しているときに当事者の表情等を見ることができるというのはなかなか良いなと思っています。電話会議では、相手の顔が初めから全く見えないのですが、ウェブ会議では、対面の場合と同じように、信頼関係を築きやすいかなと思っていますし、電話会議よりは会話もスムーズにできるというところがあります。ウェブ会議による調停手続を始めた頃は、「当事者がちゃんと聞いてくれているのかな。」ですとか、当事者の方でも「ちゃんと調停委員が聞いてくれているのかな。」ということをお互いがちょっと不信に思っているということがありました。昨年12月に裁判所で実施された研修の中で、どんどん言語化して、相手に伝えていかなければいけないという話がありました。また、その研修では、ウェブ会議の中では小さくうなずいても全く分からないので、大きくうなずく等リアクションを大きくした方が良いですとか、小さくうなずきながら「なるほど。」と言った方が良いなどといった説明を受けたので、それはすぐに利用しました。そういうことをすることによって、より伝わりやすくなりましたし、聞こえているということをちゃんと伝えていくというこ

とは大事なのだなと思いました。

#### ●委員

まず、ウェブ会議による調停手続きができる場所について質問させていただきたいのですが、場所としましては自宅と、代理人がいる場合は代理人の事務所というように限定されているのでしょうか。

#### ▲オブザーバー

基本的には代理人の事務所か自宅になりますが、必ずしも限定されているわけではなく、例えば、個室のレンタルルームのような場所で行いたいと言われた場合には調停委員会において事情を確認し、認めた場合には、そういった場所で行っている事例があると聞いたことがあります。

#### ●委員

先ほどの模擬調停を見ていて、良いシナリオだなと思ったのは、途中で当事者が部屋を替えて、窓からの背景などから住所が分かってしまうという点で、あれは代理人の立場でも気を付けないといけない部分で、特に住所が秘匿されている場合には、自宅に限定せず、通信環境が整っていて第三者が入りにくいような場所であれば自宅以外であっても認めるという柔軟な運用が必要になるかなと思いました。あとは、スマートフォンの利用を認めているという点も、利便性という観点では非常に良いことだと思いました。一方で、業務上の打合せをスマートフォンを利用して行う方もいらっしゃいますが、電波が悪かったり、カメラの位置が合っていないと顔が全然映らなかったり、目が合っている感じがしなかったりしますと、電話会議と比較して意思疎通がしやすいというメリットが失われることもありますので、マニュアル等にカメラ等の設定についての案内を付けていただくとよりコミュニケーションが取りやすくなるのかなと思いました。あと、背景のぼかしや合成背景を使用できる設定があるのか、そういった背景の使用を認めているのかを教えてくださいたいです。

#### ▲オブザーバー



ウェブ会議で利用するアプリケーションには、背景をぼかす機能があり、これを禁止してはませんが、最初の本人確認や第三者がいないことの確認等の際に一旦ぼかし機能を解除していただいて、問題が無いことの確認ができれば機能を有効にすることも考えられる運用かと思います。

#### ●委員

背景の問題は、自宅の中が分かることで何となくその方の人となりが見えてくるという利点がありはしますが、住所の秘匿とも関係するところで、御本人としてはプライバシーの面でちょっと映したくないという話も出てくると思いますので、背景のぼかしや合成背景の使用を一切認めないというよりは、第三者がいないことのチェック等ができることを担保した上での柔軟な運用が必要になってくるのではないかと思います。ただ、セキュリティ面等の問題はありますが、利便性という意味合いでは、ウェブ会議の利用につきましては推進していくべきだと思います。一方で、紛争の解決という意味では、先ほども委員からお話があったとおり、対面の大切さという点も、普段の仕事をしていて感じる部分もありますので、うまく使い分けられたらいいのではないのかなと思っております

#### ●委員

委員の皆様にお尋ねしたいことがあります。今、ウェブ会議システムをはじめとして、様々な通信機器が不可欠になっておりますけれども、例えば、停電であったり、クラウドやケーブルの支障であったり、大きなセキュリティの懸念がいろいろあると思うのですが、こういったものへの対応をどのように考えておられますでしょうか。どなたかに御意見を頂ければと思います。

#### ■委員長

例えば大規模停電でウェブ会議システムが使えなくなった場合などでしょうか。

#### ●委員

一番分かりやすい例はそれです。

#### ■委員長

当裁判所でも、何かの事情でウェブ会議が切断してしまうですとか、つながらないといったことがあり、電話会議に切り換えるということを経験していますが、大規模停電のようなイレギュラーな事態への対処という点で工夫例等のお話等も頂戴できたらと思っておりましたので、後ほど伺えればと思います。

#### ●委員

私もコロナ禍でウェブ会議を利用したことはあるのですが、会議の最中に予期しない画面が出てきて右往左往した経験があります。そのときは、「もうこういう時代になったのだからちゃんと考えないといけない。」とは思っているのですが、同年代の人と会うと、お互いに「無理だよな。」と、納得してしまうところがあります。ただ、調停手続においてもウェブ会議を利用する時代が来ているということで、生活に根差していくものとして、昔使っていた計算機程度のものぐらいに考えてやっていけるようにならなければいけないと感じました。それと、模擬調停では、御自宅でウェブ会議を利用して期日に出席するというシチュエーションでしたが、ここのお子さんはすごく良い子なのだと感じました。調停にはある程度の時間を費やしていると思いますが、「この時間、寝ています。」「起きてテレビを見ています。」という状態で、画面に顔が映る状態でお話をしたら絶対に出てきてしまうと思います。そうしますと、どうしても私の頭の中には、おばあちゃんか誰かの影がちょっと映ります。悪意の漏えいというのではなくて、善意の、隣の部屋で子どもの面倒を見ているおばあちゃんたちに調停の内容が聞こえたら、厳密に言うと第三者ということで、駄目なのでしょうね。ウェブ会議による調停手続を広めていくためには、様々な環境を整えていくことが大事になってくると思いました。いろいろと世の中のことを考えていくというのは、高齢になりましても大事だと思いました。

#### ●委員

まず、技術的な話から言うと、電話会議対ウェブ会議だと明らかにウェブ会議に軍配が上がります。言語コミュニケーションは、全体の30パーセントしかなく、目は口ほどに物を言うということで、7割は表情ですとか、ほんのちょっとした目

尻の動き方とか小さな指の動き方で成り立っているということを考えれば、ウェブ会議に勝るものはないと思います。ただ、対面による調停手続とウェブ会議による調停手続が100パーセント同じかというとなかなか難しい面があります。実際に私が経験しているのは、当事者のどちらかだけがウェブ会議で、他方当事者は裁判所に来庁するか電話会議というケースだけです。このケースですと、確かに利便性や安全性がかなり確保されると思います。しかし、例えば当事者が二人いて、それぞれに代理人が付いているケースでは、最大で4人とウェブ会議を接続するということが可能性として考えられるわけです。そういったことが技術的にできるかについては、多分、今の状況ですと、時々、接続が切れることもあると思います。途中から、電話会議に切り換える場合もあるので、そこまで考えていかないとなかなか難しいかなと思います。そして、一番気になるのは、画面に映る範囲が小さく、ちょっと引いてしまえば、焦点がずれるので、お互いの視線がどこにあるのかということがはっきり分かりません。こういうところがうまくズーム機能で追いかけるようになれば、「この人、ちゃんと聞いているよね。」というのがはっきり分かるのではないかなという感じを受けています。これは、非常に大切ではないかなと思います。あと、先ほどから何人かの方が、利便性だけを追求していいのかとおっしゃっていましたが、対面の場のありがたみということは尊重しなければいけないと思います。そういった意味において、ウェブ会議を使うタイミングというのが大切になってくるのではないかと思います。調停期日において、調停委員ではどうしても納得してもらえないケースが出てきたときは、裁判官からも説得してもらうこともあるのですが、そのときに、視線がどこにあるのか、ちゃんと聞いてもらえているのか、と感ずることがあります。それから、調停成立前に調停条項を読み上げて確認する場面では、当事者がどこまで聞こえているか、よく分からないということがあります。一番大切な部分だと思うので、何か担保できるものがあればいいのではないかなと思います。さらに言うと、元々ウェブに慣れているような世代の人が安易な感じで調停手続に臨むようなことがあるとすると、調停手続自体の実

効性が担保されないのではないかなと思います。こういった部分をどう考えていくのかということが、これからの課題ではないかなと思います。

#### ■委員長

いろいろな角度から御意見や御感想も含めて頂戴して、参考にさせていただきたいと思います。場面による使い分けという話を頂戴しましたが、それは改めてそのとおりだと思いました。先ほど委員からも話がありましたが、停電のような事故など、何かそういうイレギュラーな事案への対処について、御経験も踏まえて、お話しただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

#### ●委員

例えばですけど、「T e a m s でやりましょう。」と言っていて、その会社のセキュリティの設定なのか分からないですけれども、何かで引っかかってしまってT e a m s では駄目だった場合にZ o o mに切り替えたりですとか、そういうツールを変えてみたりして何とかやり切った例もありますし、それでも相手の設定で音声だけが届かず、いろいろ試したものの、結局、音声は何をやっても出ないというので、ウェブで顔を見ながら併せて電話でお話ししたという例はございます。

#### ■委員長

そういうアプリケーションのことや、音だけが出ないというケースは、確かにあるかもしれませんね。他にありますかでしょうか。

#### ●委員

既に地方裁判所では民事裁判手続で多く導入されていて、ただ、基本的には弁護士がやっているのですが、そんなに不具合はないだろうと思われつつも、先ほどみたいに、T e a m s に入れないですとか、入ったけれどカメラが機能しないですとか、音声が入らないというケースがあったらしく、その都度、電話会議に切り替える等、臨機応変に対応されているという事例は何件か聞いています。ですので、代替手段が出てくるようなら、せつかく期日を調整して設定しているものですので、できる限り話合いの機会を生かす方向で、代替手段で講じられる部分はやって、場合によ

っては、期日自体も取り消すですとか、事実上の事務連絡だけを行って次回を設定するといった、柔軟な対応も併せて必要なのかなと思います。これは対面するときにも、例えば大雪や嵐で交通機関が動かないといったようなときも同じだとは思いますが、ウェブ会議の問題だけではないかなとは思いますが、そういう柔軟な対応とそのフォローができれば当事者にとっても問題はないのではないかなと思えました。

#### ●委員

裁判所側がどういったシステムが使いやすいかも大事ですが、利用者である申立人や相手方がどういうシステムを使うのに慣れているかという点や、世間において何が普及しているかという点から、使うシステムをまず決めておくのがよいのかなと思います。使っている人が多かったり、みんながある程度使い慣れていたりするものの方が安全かなという気がします。

#### ■委員長

先ほど、複数の方から視線がちゃんと合っていることが大事だという御指摘がありました。本当にそのとおりだなと思えたので、研修等で御紹介させていただこうと思ったところです。その他にも、ウェブ会議をする際のコミュニケーションの取り方でこういうところに気を付けるといいというような、御経験やお考えがありましたら併せて教えていただけますでしょうか。

#### ●委員

例えば、1対1で、先ほどの模擬調停のように、調停委員と申立人、あるいは調停委員と相手方のような形で話をする場面だと多分集中力が持つのですが、三者間で話をするような場合に、自分がその話に加わっていない瞬間、一瞬、対面するときよりもウェブ会議の方が集中力は途切れやすい気がします。だから、もしかしますと先ほどの例のように、1対1の話合いを組み合わせしていく方が全体の集中力が高まった話ができるのかなと思えました。

#### ●委員

代理人と当事者がいる場合に、対面でも同じですが、ウェブ会議の場合、代理人と話しているときに当事者が引いてしまうときがあります。本当は当事者自身の意見を聞きたいのに、代理人がしゃべっているところなので、もどかしいなと思うことがあります。それから、特に若い夫婦の場合、親とともに裁判所に来られることがあります。調停室には入れませんから、待合室で待っていただきますが、話が詰まってくると、「ちょっとお母さんに相談してきます。5分、10分、時間を下さい。」ということがあります。これが代理人の事務所からウェブ会議を利用している場合、出たり入ったりして、ウェブ会議の切り替えの煩雑さが出てくるかなという感じも受けています。それから、ウェブ会議でやっていて、裁判所の許可を受けずに、調停期日中に代理人と当事者がSNS等でつながっているというケースが出てくる可能性があり、こういったものを100パーセント防ぐのは難しいと思います。

#### ●委員

ウェブ会議で気を付けていることというと、対面で会っているときと比べて、全然コミュニケーションが繋がっていかないということがありますので、なるべく名前を何度も繰り返し言うということや、拡大質問をいっぱいして会話をつなげていくようなことをしています。

#### ■委員長

ウェブ会議による調停手続については、まだ導入されて1年半足らずというところなので、具体的なお話を伺うのは難しい部分もあったかもしれませんが、セキュリティについての御意見を数多くいただきましたので、この点は、引き続き注意してやっていきたいと思います。また、ウェブ会議の使い方のメリハリの問題ですとか、特に高齢者の方への導入の御指摘等もありましたので、この辺りも含めて注意してまいりたいと思います。それから、コミュニケーションの取り方についての御指摘もありましたので、一つ一つの御意見を踏まえて、より良いウェブ会議の利用ができればと思います。本日はありがとうございました。

(4) 次回開催日時等

次回の開催を令和6年7月19日とし、次回のテーマは「家事調停委員に相応しい人材の確保」とすることについて、委員の賛同を得た。

※委員会は開催日を変更することとなり、開催日は追って指定となった。